

外部評価結果報告書【令和7年度】

2026 年 3 月 31 日

〒 180-0006
所在地 武蔵野市中町1-34-3-409
評価機関名 株式会社クリップ
認証評価機関番号 機構 02 - 043
電話番号 0422-59-0351
代表者氏名 代表取締役 松田 美幸 印

以下のとおり評価を行いましたので報告します。

評価者氏名・担当分野・評価者養成講習修了者番号	評価者氏名		担当分野	修了者番号
	①	林 暢介	経営	H0302059
	②	中村 祐見子	福祉	H1701062
	③	清水 美代	福祉	H2301044
	④			
	⑤			
	⑥			
福祉サービス種別	一時保護所			
評価対象事業所名称	江東児童相談所 一時保護所			
事業所連絡先	〒	135-0051		
	所在地	江東区枝川3-6-9		
事業所代表者氏名	栗原 博			
契約日	2025 年 10 月 24 日			
職員調査票配付日	2025 年 11 月 21 日			
利用者調査実施日	2026 年 1 月 30 日			
アンケート評価結果報告日	2026 年 3 月 3 日			
訪問調査日	2026 年 3 月 10 日			
評価合議日	2026 年 3 月 10 日			
コメント (利用者調査・事業評価の工夫点、補助者・専門家等の活用、第三者性確保のための措置などを記入)	・事前説明にあたっては、今回の外部評価の手法について、オリジナルの資料を用い、説明を行った。 ・利用者調査は調査日の前々日までに入所した児童を対象に、小学生は評価者が個別に聞き取り調査を実施、中学生以上についてはフロアー(教室)などで自記式を行い、個別の質問などに対応できるよう評価者立ち合いのもと実施した。合わせて評価者が見学に入り滞在調査(職員と児童との関りの観察など)も実施しました。 ・訪問調査では、オリジナルの資料を用い、児童調査・職員調査の分析結果を説明、意見交換をしました。 ・合議は、訪問調査終了後、同日に評価者が合議を実施しました。			

評価機関から上記及び別紙の評価結果を含む評価結果報告書を受け取りました。

2026 年 3 月 31 日

事業者代表者氏名 栗原 博

1	理念・方針（関連 カテゴリー1 リーダーシップと意思決定）
	事業者が大切にしている考え（事業者の理念・ビジョン・使命など）のうち、特に重要なもの（上位5つ程度）を簡潔に記述 （関連 カテゴリー1 リーダーシップと意思決定） 1) 児童の人権の尊重 2) 安全で安心できる生活 3) 適切な支援の構築 4) 各部門との連携 5) 専門性の向上への取り組み
2	期待する職員像（関連 カテゴリー5 職員と組織の能力向上）
	（1）職員に求めている人材像や役割 多様化する子供のニーズや発達課題に専門的に対応するために、常に自己研鑽に励み、専門的知識、援助技術の向上に努める。福祉、看護師、心理、学習指導職員、クレークは連携を取り合い、職員自らが笑顔でより良い支援を目指す。
	（2）職員に期待すること（職員に持って欲しい使命感） 職員個々の考え方を尊重し、お互いに意見を言い合える、風通しの良い職場関係を構築する。その上で、子供達へのより良い児童支援を実現し、児童の安全と安心を守る。

調査対象

調査日の前々日(令和7年1月28日)までに入所した児童を対象に実施しました。

調査方法

小学生は評価者が個別に聞き取り調査を実施、中学生以上についてはフロアー(教室)などで自記式を行い、個別の質問などに対応できるよう評価者立ち合いのもと実施した。合わせて評価者が見学に入り滞在調査(職員と児童との関りの観察など)も実施しました。

利用者総数

39

	アンケート	聞き取り	無回答	計
回答人数	26	13	0	39
割合	67%	33%	0%	100%

利用者調査全体のコメント

総合満足度は、“大変満足”8%、“満足”31%、“どちらともいえない”25%、“不満”23%、“大変不満”5%でした。

18問の設問の他に自由記述欄を設けました。

【職員へのメッセージ】では14件の意見を頂きました。「色々な人がいて、運動に参加していたり、話し相手になっていたり、色々な子どもへの向き合い方があり、安心できる。」「畑を管理してるみんなに、作物の周りに水路を作ったことを受け継いでほしい。畑が大きくなったら、新しく入って来た人に受け継いで、教えてほしい。」など意見があがりました。

【意見や要望】では26件の意見を頂きました。「もっと他の子と話したい。」「大きな声を出してもいい場所が欲しい。(人に聞かれない)」「外出の機会をもっと増やしてほしい。」など意見があがりました。

利用者調査結果

共通評価項目	実数			
コメント	はい	どちらともいえない	いいえ	無回答 非該当
1. 食事の時間が楽しいひとときになっているか (食事の時間は楽しみですか)	26	10	3	0
26名(67%)が“はい”、10名(25%)が“どちらともいえない”、3名(8%)が“いいえ”と回答しています。22件の意見を頂きました。参考となる意見として「全部手作りだそうです。美味しいです。唐揚げが好きです。」「料理が好きでも、冷めているとテンションが下がる。」との意見があがりました。				
2. 食べられるものの広がり (食べたことのないものを食べたり、好きな食べ物ができましたか)	25	8	6	0
25名(64%)が“はい”、8名(21%)が“どちらともいえない”、6名(15%)が“いいえ”と回答しています。22件の意見を頂きました。参考となる意見として「美味しかったです。新潟の郷土料理、のっぺ汁、魚の焼いたとか。」「嫌いなものは克服できたりした。」との意見があがりました。				
3. 学習の分かりやすさ (学習は分かりやすく楽しいですか)	19	12	8	0
19名(49%)が“はい”、12名(30%)が“どちらともいえない”、8名(21%)が“いいえ”と回答しています。25件の意見を頂きました。参考となる意見として「中学の時から数学が苦手だったけど、学習の先生の教え方が上手で数学が理解できるようになり、楽しいと思える様になりました。」「タブレットはすごい楽しいけど、英語がないからつまんない。英語得意だから。」との意見があがりました。				
4. 規則正しい生活ができるようになったか (保護所での、日課に沿った規則正しい生活に慣れましたか)	30	4	5	0
30名(77%)が“はい”、4名(10%)が“どちらともいえない”、5名(13%)が“いいえ”と回答しています。16件の意見を頂きました。参考となる意見として「規則正しい生活で良いと思う。家では夜明け方3時頃まで起きていたから。」「来たばかりの時はルールが多くて難しかったです、数日間集団で生活して来て、今は慣れました。」との意見があがりました。				

共通評価項目	実数			
コメント	はい	どちらとも いえない	いいえ	無回答 非該当
5. 保護所生活での楽しみ (保護所で楽しいと思う活動はありますか(体を動かすこと、創作活動、所外活動 など))	31	5	3	0
31名(79%)が“はい”、5名(13%)が“どちらともいえない”、3名(8%)が“いいえ”と回答しています。27件の意見を頂きました。参考となる意見として「イチゴ狩りとか風あげで千葉に行った。」「職員さんと話すのが楽しい。」「自由時間、昼と夕方は別の子と、トランプとかで遊べるんですけど、夜は一人で遊んだり、テレビ観たりしてます。チャンネルは多数決です。」との意見があがりました。				
6. 保護所の日課やルールについて、必要性が理解できたか (保護所の規則(決まりや約束ごと)についてどうして大切なのか理解していますか)	30	7	2	0
30名(77%)が“はい”、7名(18%)が“どちらともいえない”、2名(5%)が“いいえ”と回答しています。22件の意見を頂きました。参考となる意見として「誰がどう嫌がるかなども言われるので、理解しやすい。」「一部理解、把握できていないところがある。全部のルールがある本が欲しい。」との意見があがりました。				
7. 病気やけがへの対応の信頼性 (身体の調子が良くないときやけがをしたときに、すぐに対応してもらいましたか)	25	8	1	5
25名(64%)が“はい”、8名(21%)が“どちらともいえない”、1名(3%)が“いいえ”と回答しています。13件の意見を頂きました。参考となる意見として「病院に連れて行ってくれました。」「先生が看護師さん呼んで来てくれて、直ぐに看てもらいました。」との意見があがりました。				
8. 施設内の清掃、整理整頓は行き届いているか (居室やホール・食堂・浴室・トイレ(共有スペース)は清潔ですか)	29	7	2	1
29名(74%)が“はい”、7名(18%)が“どちらともいえない”、2名(5%)が“いいえ”と回答しています。16件の意見を頂きました。参考となる意見として「職員さんも自分達も常に清潔に保つように生活しているので、清潔だと思います。」「綺麗ですが、人と一緒にの所を使うのは苦手です。」との意見があがりました。				
9. 子ども同士のトラブルに関する対応は信頼できるか(子ども同士の関係調整) (子ども同士の関係がうまくいくように(いやなことが起きないように)、職員が対応してくれますか)	22	11	1	5
22名(56%)が“はい”、11名(28%)が“どちらともいえない”、1名(3%)が“いいえ”と回答しています。13件の意見を頂きました。参考となる意見として「上手に入れない人が、遊んでいる人の所へ一緒に行こうと誘ってくれる。」「子ども同士で話してはいけない。ドッジボールとかで相談とかするのはいいけど、家の事とか話しちゃダメ。」との意見があがりました。				
10. 今後に向けた自分の状況や要望の聞き入れ (自分のこれまでのことや今後どうしたいかについて職員に聞いてもらえそうですか(実際に聞いてもらえていますか))	29	6	3	1
29名(74%)が“はい”、6名(15%)が“どちらともいえない”、3名(8%)が“いいえ”と回答しています。18件の意見を頂きました。参考となる意見として「ここを出た後のこと作文とか日記に書いて、話している。」「福祉司さんや心理司さんは自分の状況や気持ちを詳しく聞いてくれます。」「職員さんの空いた時間を使って、話をしてくれる。」との意見があがりました。				
11. 児童の状況や要望を十分把握し、援助がなされているか。 (職員は、あなたが今後どうしたいかを聞いて、それが実現するように、一緒に考えてくれたり、何らかの対応をしてくれると思いますか(実際にしてくれていますか))	27	9	2	1
27名(69%)が“はい”、9名(23%)が“どちらともいえない”、5名(15%)が“いいえ”と回答しています。11件の意見を頂きました。参考となる意見として「心理司さんや福祉司さんは自分の気持ちを聞いて、実現できるようにしてくれたりアドバイスをしてくれます。」「これからのことやこれまでのことを、一緒に考えてくれる時間が、あまりに少なすぎます。」との意見があがりました。				
12. 将来に向けた支援の成果 (保護所の生活を通して、自分自身の気づきや成長につながった(できなかったことができるようになった)ことがありますか)	23	8	6	2
23名(59%)が“はい”、8名(21%)が“どちらともいえない”、6名(15%)が“いいえ”と回答しています。15件の意見を頂きました。参考となる意見として「勉強、早寝早起き、自分の好きなことをする時間を作れた。」「今までの生活を見直したいと思った。」との意見があがりました。				

共通評価項目	実数			
コメント	はい	どちらとも いえない	いいえ	無回答 非該当
13. 自らの権利について、職員はわかりやすく教えてくれたか (子どもの権利について、わかりやすく説明を受けましたか)	26	7	4	2
26名(67%)が“はい”、7名(18%)が“どちらともいえない”、4名(10%)が“いいえ”と回答しています。15件の意見を頂きました。参考となる意見として「職員や心理司さんから人権について細かく説明を受けました。」「アドボケイトさんが来た時に子どもの権利について説明を受けました。」との意見がありました。				
14. 子どもの気持ちを尊重した対応がされているか (保護所の生活で、あなたの意見や気持ちを言いやすいと感じますか。)	21	10	6	2
21名(54%)が“はい”、10名(26%)が“どちらともいえない”、6名(15%)が“いいえ”と回答しています。13件の意見を頂きました。参考となる意見として「自分の気持ちは、職員に言いやすい。」「心理司さんや福祉司さんの面会の時に自分の気持ちを話せるけど、面会はそんなに多くないし、職員さんとは自分の気持ちをあまり話せないです。」との意見がありました。				
15. プライバシーは守られているか (「あなたが内緒にしたいこと」は保護所の中できちんと守られていますか)	25	9	0	5
25名(64%)が“はい”、9名(23%)が“どちらともいえない”と回答しています。6件の意見を頂きました。参考となる意見として「言いたくないことは話されていないです。」「特に内緒にしたいことはない。」との意見がありました。				
16. 児童の苦情申し出等への十分な対応 (困ったことなどがあつたとき、担当の職員以外にも話せたり、伝えたりできそうですか(実際に話せていますか))	26	6	3	4
26名(67%)が“はい”、6名(15%)が“どちらともいえない”、3名(8%)が“いいえ”と回答しています。12件の意見を頂きました。参考となる意見として「意見箱に書いて入れたことがあります。」「困った時は職員さんに話したら丁寧に対応してくれるので担当以外の職員以外の職員さんにも話せます。」との意見がありました。				
17. 不満・要望への対応 (職員は、あなたの不満や要望(いやだなあとかしてほしいなあと思ったこと)について、一緒に考えてくれたり、何らかの対応をしてくれと思いますか(実際にしてくれていますか))	23	10	1	5
23名(59%)が“はい”、10名(26%)が“どちらともいえない”、1名(3%)が“いいえ”と回答しています。11件の意見を頂きました。参考となる意見として「月1回、こども会議があつて、話し合ったりしてます。」「嫌なことがあつたら、席を変えてくれたりしました。」との意見がありました。				
18. 信頼できる職員か (職員が職員はあなたに対して、ていねいに接してくれますか)	28	8	1	2
28名(72%)が“はい”、8名(21%)が“どちらともいえない”、1名(3%)が“いいえ”と回答しています。16件の意見を頂きました。参考となる意見として「分からない事を聞いた時には丁寧に教えてくれる。優しい人が多いです。」「悩みを聞いてくれる。」との意見がありました。				

Ⅰ 組織マネジメント項目(カテゴリー1～5、7)

カテゴリー1 リーダーシップと意思決定

サブカテゴリー1 事業所が目指していることの実現に向けて一丸となっている

評価項目 1-1-1		
一時保護所が目指していること(理念・基本方針)を明確化・周知している		
○×欄	標準項目	
○	1	一時保護所が目指していること(理念・基本方針など)を明示している
○	2	一時保護所が目指していること(理念・基本方針など)について、児童相談所で働く全ての職員の理解が深まるような取り組みをしている
○	3	一時保護所が目指していること(理念・基本方針など)について、児童の理解が深まるような取り組みをしている
○	4	重要な意思決定や判断に迷ったときに、一時保護所が目指していること(理念・基本方針など)を思い起こすことができる取り組みを行っている(会議中に確認できるなど)
評価項目 1-1-2		
管理・監督職は自らの役割と責任を職員に対して表明し、保護所をリードしている		
○×欄	標準項目	
○	1	管理・監督職は、自らの役割と責任を職員に伝えている
○	2	管理・監督職は、自らの役割と責任に基づいて行動している
評価項目 1-1-3		
重要な案件について、管理・監督職は実情を踏まえて意思決定し、その内容を関係者に周知している		
○×欄	標準項目	
○	1	重要な案件を検討し、決定する手順があらかじめ決まっている
○	2	重要な意思決定に関し、その内容と決定経緯について職員に周知している
○	3	関係機関に対し、重要な案件に関する決定事項について、必要に応じてその内容と決定経緯を周知している

カテゴリー1の講評

令和7年度保護課組織目標の関連箇所を抽出、以下の通り要約しました。

課長代理を中心に相談部門と常に状況を共有し、支援方針を統一したうえで児童支援を進めています。また、観察会議の場を活用して児童の状況を共有し、チームとして判断する体制を整えています。課長代理はOJTやミーティングを通じて職員への指導を行い、支援の質の向上と組織としての意思決定力の強化に努めています。こうした取り組みにより、関係部署が連携しながら児童一人ひとりの状況に応じた支援を行う体制づくりを進めています。

「管理職・監督職はOJTやミーティングを通じて職員への指導に着目し、職員アンケート結果・経営層自己評価結果を以下の通り整理しました。

職員アンケートでは、「目指していること(理念・基本方針など)」について、児童相談所で働く全ての職員の理解が深まるような取り組みをしている」の「そう思う」と回答した割合は、課長代理以上100%、主任・主事80%、非常勤78%となっています。職員からは、子どもに対して正確な情報を統一して伝え、見通しや質問の機会を適切に設けることで、少しでも安心感を持てるようにすることが重要であるとの意見が挙げられました。経営層の自己評価では、一時保護所の公務室内に理念や基本方針を掲示し、職員が日常的に確認できる環境を整えているとしています。

上記結果を踏まえ、本カテゴリーを以下の通りまとめました。

課長代理は児童動向や日記の記載内容を踏まえてスーパーバイズを行い、支援の方向性にズレが生じないように調整しています。児童の状況に変化があった場合や、ADHD・アレルギーなど配慮が必要な入所予定児童については、児童福祉司と連絡を取りながら連携して対応しています。また、情報は課長代理に集約され、保護担当、保護推進担当、心理担当の3名の課長代理が連携し、支援体制を整えています。一方、一時保護条例やガイドラインを踏まえた支援の充実が求められる中、定員を大きく上回る入所状況により、子どもとの関わりの積み上げが十分とは言えない面もあります。

カテゴリー2 経営における社会的責任

サブカテゴリー1 福祉サービス従事者として守るべきことを明確にし、その達成に取り組んでいる

評価項目 2-1-1		
福祉サービスに従事する者として、守るべき法・規範・倫理等を周知している		
○×欄	標準項目	
○	1	一時保護に従事する者として、守るべき法・規範・倫理を明示している
○	2	全職員に対して、守るべき法・規範・倫理などの理解が深まるように取り組んでいる
評価項目 2-1-2		
外部評価の結果公表、情報提供などにより、地域社会に対し、透明性の高い組織となっている		
○×欄	標準項目	
○	1	外部による評価の結果公表、情報開示などにより、開かれた組織となるように取り組んでいる
○	2	「児童相談所のしおり」や「みんなの力で防ごう 児童虐待」等のパンフレットを活用して、地域社会に一時保護所に関する情報を提供している

サブカテゴリー2 地域の福祉に役立つ取り組みを行っている

評価項目 2-2-1		
事業所の機能や福祉の専門性を活かした取り組みがある		
○×欄	標準項目	
○	1	実習生の受け入れ態勢を整備している(担当者の配置、手引書の作成など)
評価項目 2-2-2		
ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明確にし、体制を確立している		
○×欄	標準項目	
○	1	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明示している
○	2	ボランティアの受け入れ態勢を整備している(担当者の配置、手引書の作成など)
○	3	ボランティアに対し、児童のプライバシーの尊重やその他の留意事項などを伝えている
○	4	日々の活動報告を受けたり意見交換会を実施したりするなど、職員とボランティアとの間で十分な意見交換がなされている
評価項目 2-2-3		
地域の関係機関との連携を図っている		
○×欄	標準項目	
○	1	関係機関との連携強化に加え、関係機関との会議やケース毎の情報交換などに、保護所職員が参画できる体制を整えている

カテゴリー2の講評

令和7年度保護課組織目標の関連箇所を抽出、以下の通り要約しました。

条例や社会的養育推進計画、一時保護要領に基づき、児童が安心・安全に生活できる環境の確保と権利擁護を重視した運営を行っています。また、外部評価や第三者委員の活動を踏まえながら支援内容の見直しを進め、継続的な支援の質の向上に取り組んでいます。さらに、個人情報の適切な管理やコンプライアンスの徹底を図ることで、行政機関としての責任を自覚し、社会から信頼される組織運営に努めています。

「条例や社会的養育推進計画、一時保護要領に基づき、児童が安心・安全に生活できる環境の確保と権利擁護を重視した運営」に着目し、職員アンケート結果・経営層自己評価結果を以下の通り整理しました。

職員アンケートでは、「全職員に対して守るべき法・規範・倫理などの理解が深まるよう取り組んでいる」の「そう思う」と回答した割合は、課長代理以上83%、主任・主事80%、非常勤100%となっており、概ね高い認識が示されています。職員からは、「入所期間が2か月を超える児童が多い」、「長期保護が慢性化しており、早急な対策が必要である。」との意見も挙げられました。経営層の自己評価では、児童相談所が実施する研修において、一時保護の支援に関わる規範や倫理、権利擁護について体系的に学ぶ機会を設けており、職員の理解を深める取り組みを進めているとしています。

上記結果を踏まえ、本カテゴリーを以下の通りまとめました。

保護所では見学希望があった場合、議員、自治体職員などのできるだけ多くの見学者を受け入れ、現状の一時保護所の取り組みについて理解を深めてもらう機会を設けています。

研修については児童相談センター人材企画課が主催するものが多く、児童支援に関する内容は対面研修が中心であり、シフトを調整しながら職員の参加を促しています。オンライン研修ではコンプライアンスや個人情報保護などを学ぶ機会を設けています。

ボランティアの受け入れについては、現在は定員を大きく上回る過密状態が続いているため、感染症まん延防止の観点からボランティアの受け入れには慎重な対応が求められています。

職員からは、一時保護所に対する社会的なイメージを知りたいとの意見も挙がっています。

カテゴリー3 利用者意向や地域・事業環境の把握と活用

サブカテゴリー1 利用者意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用している

評価項目 3-1-1

児童の意向(意見・要望・苦情)を多様な方法で把握し、迅速に対応している

○×欄	標準項目	
○	1	児童一人ひとりの意見・要望・苦情に対する解決に取り組んでいる
○	2	担当児童相談所(相談部門)と連携し、児童が職員以外の外部に訴えや相談できることをわかりやすく説明している
○	3	必要な時は、担当の児童福祉司等に相談できることを児童に伝えている
○	4	日頃の声掛けなどを通して、児童の要望や苦情を把握している

評価項目 3-1-2

児童の意向の集約・分析とサービス向上への活用に取り組んでいる

○×欄	標準項目	
○	1	児童へのアンケート等、一時保護所側からの働きかけにより意見や要望を把握することに取り組んでいる
○	2	把握した児童の意見や要望を整理し、児童から見た一時保護所の現状や問題を把握している
○	3	『把握した児童の意向を援助技術向上や一時保護所運営の質の向上につなげること』に取り組んでいることが確認できる

評価項目 3-1-3		
地域・事業環境に関する情報を収集し、状況を把握・分析している		
○×欄	標準項目	
○	1	福祉事業全体の動向を保護所内で共有し、適宜、意見交換などをして理解を深め、一時保護所運営の参考になるようにしている
カテゴリ3の講評		
令和7年度保護課組織目標の関連箇所を抽出、以下の通り要約しました。 児童一人ひとりの主訴や背景、ケアニーズの違いを踏まえ、相談部門や関係職種と連携しながら支援を行っています。健康管理や心理支援、学習支援など多職種の専門性を活かし、児童の状況を総合的に把握したうえで支援に反映しています。また、退所後の生活も見据えた支援に努めています。これらの取り組みにより、児童一人ひとりの状況に応じた継続的で適切な支援の実現を目指しています。		
「児童一人ひとりの主訴や背景、ケアニーズの違いを踏まえ、相談部門や関係職種と連携」に着目し、子どもアンケート結果・職員アンケート結果・経営層自己評価結果を以下の通り整理しました。 子どもアンケートでは、「保護所の生活で意見や気持ちを言いやすい」と回答した割合は54%でした。子どもからは「自分の気持ちを言いたいが周囲の雰囲気を感じて言いにくい」との声も寄せられています。一方、職員アンケートでは「児童一人ひとりの意見・要望・苦情の解決に取り組んでいる」の「そう思う」の回答が課長代理以上100%、主任・主事88%、非常勤100%と高い認識が示され、保護推進担当や心理担当の課長代理が助言してくれる存在として支えになっているとの意見がありました。経営層は、毎月の子ども会議やアンケートの実施、意見箱へのイラスト掲示、権利擁護相談用紙の整備、第三者委員や意見表明等支援員の受け入れなどにより、子どもの意見表明の機会を確保しているとしています。		
上記結果を踏まえ、本カテゴリを以下の通りまとめました。 子ども係を中心に子ども会議やアンケートで意見を集約し、課会議を通じて職員全体へ共有する仕組みが整えられています。また、所長・課長・課長代理が子どもと個別に話す機会を設け、寄せられた要望や意見を職員間で共有しています。所長は月1回「所長ランチ」を実施し、日常的に現場に入りながら子どもへ声かけを行い、意見を聞く機会をつくっています。さらに、意見表明等支援事業の導入により、生活環境や人間関係、食事量、寝具などへの具体的な要望も寄せられています。一方、子どもの意見を実現可能なものとそうでないものに整理するためには、職員間で児童支援の方針をより一層統一していくことが今後の課題となっています。		

カテゴリー4 計画の策定と着実な実行

サブカテゴリー1 実践的な課題・計画策定に取り組んでいる

評価項目 4-1-1

取り組み期間に応じた課題・計画を策定(協力)している

○×欄	標準項目	
○	1	中・長期計画の策定に、保護所の理念や実態が適切に反映されるよう、適宜必要な意見を伝えている
○	2	中・長期計画を踏まえ、年度単位で事業計画や組織目標を策定している
○	3	短期の活動・行事等についても、計画的(担当者・スケジュールの策定など)に取り組んでいる

評価項目 4-1-2

多角的な視点から課題を把握し、計画を策定している

○×欄	標準項目	
○	1	課題の明確化、計画策定の時期や手順があらかじめ決まっている(全体会での次年度計画の検討など)
○	2	課題の明確化、計画の策定に当たり、現場の意向を反映できるようにしている(会議での次年度計画の検討など)
○	3	計画は、サービスの現状(児童の意向・地域の福祉ニーズや事業環境など)を踏まえて策定している
○	4	計画は、想定されるリスク(児童への影響、職員への業務負担、必要経費の増大など)を踏まえて策定している

評価項目 4-1-3

着実な計画の実行に取り組んでいる

○×欄	標準項目	
○	1	計画推進の方法(体制、職員の役割や活動内容など)を明示している
○	2	計画推進に当たり、より高い成果が得られるように一時保護所内外の先進事例・困難事例を参考にするなどの取り組みを行っている
○	3	計画推進に当たり、目指す目標と達成度合いを測る指標を明示している
○	4	計画推進に当たり、進捗状況を確認し(半月・月単位など)、必要に応じて見直しをしながら取り組んでいる

評価項目 4-2-1

児童の安全の確保・向上に計画的に取り組んでいる

○×欄	標準項目	
○	1	児童の安全の確保・向上を図るため、関係機関との連携や所内の役割分担を明示している
○	2	事故、感染症、侵入、災害などの事例や情報を組織として収集し、職員間で共有し、予防策を講じている
○	3	事故、感染症、侵入、災害などの発生時でもサービス提供が継続できるよう、職員、児童、関係機関などに具体的な活動内容が伝わっている
○	4	事故、感染症、侵入などの被害が発生したときは、要因を分析し、再発防止に取り組んでいる

カテゴリー4の講評

令和7年度保護課組織目標の関連箇所を抽出、以下の通り要約しました。

児童の行動観察や評価を基に、「情緒の安定」「基本的生活習慣の習得」「信頼関係の回復」「意欲の向上」を目標とした支援を行っています。また、感染症対策やアレルギー対応、健康管理など、安全確保を前提とした生活支援を計画的に実施しています。さらに、定員を超える入所状況の中においても、児童が安定した生活を送れるよう職員間で議論を重ね、チームとして支援内容の見直しや改善に取り組んでいます。これらの取り組みにより、児童一人ひとりの状況に応じた安心できる生活環境の確保に努めています。

「「情緒の安定」「基本的生活習慣の習得」「信頼関係の回復」「意欲の向上」を目標とした支援」に着目し、職員アンケート結果・経営層自己評価結果を以下の通り整理しました。

職員アンケートでは、「中・長期計画を踏まえ、年度単位で事業計画や組織目標を策定している」の「そう思う」と回答した割合は、課長代理以上100%、主任・主事76%、非常勤100%となっており、概ね理解が進んでいます。職員からは、保護所の枠組みの中で児童の特性や主訴に応じた目標設定と個別支援を行い、規則正しい生活を通して心身の回復を図っているとの意見が挙げられました。経営層の自己評価では、中・長期計画を踏まえ、毎年度事業計画と組織目標を策定し、組織的な運営と支援の充実に取り組んでいるとしています。

上記結果を踏まえ、本カテゴリーを以下の通りまとめました。

事故報告やヒヤリハットについては、委託事業者を含め「いけないもの」として捉えるのではなく、日々の気づきを共有し改善につなげる機会として活用しており、情報共有を重視する組織文化が形成されています。チームプレイを大切にし、不穏になる児童への対応や運動を望まない児童への関わり方などについて職員同士で議論を重ねています。また、消防士を目指す児童の職場体験や厨房でのお菓子作りなど、児童の思いに寄り添った個別対応も行われています。一方で、アレルギー対応への危機意識や事故報告・ヒヤリハットの基準、再発防止策の整理、BCPの継続的な見直し等については、課会議での検討を深めることが今後の課題とされています。

カテゴリー5 職員と組織の能力向上

サブカテゴリー1 一時保護所が目指している運営・サービスを実現する人材の確保・育成に取り組んでいる

評価項目 5-1-1		
一時保護所にとって必要な人材構成にしている		
○×欄	標準項目	
○	1	一時保護所の理念・実態を踏まえ、必要な人材像や数を明確にし、適材適所の配置ができるように取り組んでいる(働きかけている)
評価項目 5-1-2		
職員の質の向上に取り組んでいる		
○	1	職員一人ひとりの能力向上に関する希望を把握している
○	2	一時保護所の人材育成計画と職員一人ひとりの意向に基づき策定された個人別の育成(研修)計画や、各職員の業務の遂行状況等を踏まえ、職員育成に必要な支援をしている
○	3	職員の研修成果を確認し(研修時、研修直後、研修数ヶ月後など)、研修が本人の育成に役立ったかを確認している

サブカテゴリー2 職員一人ひとりの能力と組織力の発揮に取り組んでいる

評価項目 5-2-1		
職員一人ひとりの主体的な判断・行動と組織としての学びに取り組んでいる		
○	1	職員の判断で実施可能な範囲と、それを超えた場合の対応方法を明示している
○	2	職員一人ひとりの日頃の気づきや工夫について、互いに学ぶことに取り組んでいる
○	3	職員一人ひとりの研修成果を、レポートや発表等で共有化に取り組んでいる
評価項目 5-2-2		
職員のやる気向上に取り組んでいる		
○	1	一時保護所の特性を踏まえ、職員の育成・評価などが連動した人材マネジメントを行っている
○	2	就業状況(勤務時間や休暇取得、疲労、ストレスなど)を把握し、改善に取り組んでいる
○	3	職員の意識を把握し、やる気と働きがいの向上に取り組んでいる
○	4	福利厚生制度の充実に取り組んでいる

カテゴリー5の講評

令和7年度保護課組織目標の関連箇所を抽出、以下の通り要約しました。

課長代理によるOJTやスーパーバイズを通じて職員の支援力向上を図るとともに、新任職員向け研修やスキルアップ研修を活用し、専門性の向上に取り組んでいます。また、研修で得た知識や技術を職場に持ち帰り、日常の支援に活かすことで、組織全体の支援力の底上げを図っています。こうした取り組みにより、職員一人ひとりの成長を促しながら、より質の高い児童支援の実践につなげています。

「管理職・監督職によるOJTやスーパーバイズを通じて」に着目し、職員アンケート結果・経営層自己評価結果を以下の通り整理しました。

職員アンケートでは、「個人別の育成(研修)計画や業務遂行状況を踏まえ、職員育成に必要な支援をしている」の「そう思う」と回答した割合は、課長代理以上83%、主任・主事76%、非常勤100%となっています。職員からは、経験の浅い職員が多いことから、現在求められている支援について日々の業務を振り返りながら意見交換を行う機会の必要性が挙げられました。経営層の自己評価では、育成計画は東京都の人事制度に基づき実施しており、新任職員には研修ノートを活用した指導を行うとともに、経験年数に応じた研修を実施し、職員の育成に取り組んでいるとしています。

上記結果を踏まえ、本カテゴリーを以下の通りまとめました。

定員を超える入所状況の中でも、入所児童の安全を最優先に受け入れを行い、職員が一体となった支援を大切にしています。若手職員の提案を積極的に取り入れることで組織の活性化を図り、虐待防止学会でのポスター発表など積極的な取り組みも行われました。新人職員には課長代理によるOJT研修や1年間のチューター制度を導入し、研修ノートによる振り返りとコメントを通じて育成を進めています。一方、経験年数5年未満の職員が多く、ローテーション職場であることから、理念に基づく支援方法の共有や効果的な育成の工夫が求められています。また、キーとなる職員の異動によって職場環境が大きく変化する点も課題とされています。

カテゴリー7 情報の保護・共有

サブカテゴリー1 情報の保護・共有に取り組んでいる

評価項目 7-1-1		
一時保護所が蓄積している経営に関する情報の保護・共有に取り組んでいる		
○×欄	標準項目	
○	1	情報の重要性や機密性を踏まえ、アクセス制限を設定している
○	2	収集した情報は、必要な人が必要なときに活用できるように整理・保管している
○	3	保管している情報の状況を把握し、使いやすいように更新している
評価項目 7-1-2		
個人情報とは、「個人情報保護法」の趣旨を踏まえて保護・共有している		
○×欄	標準項目	
○	1	一時保護所で扱っている個人情報の活用目的を明示している。
○	2	個人情報の保護に関する規定を明示している。
○	3	開示請求に対する対応方法を明示している。
○	4	個人情報の保護について職員(実習生やボランティアを含む)が理解し行動できるための取り組みを行っている。
カテゴリー7の講評		
令和7年度保護課組織目標の関連箇所を抽出、以下の通り要約しました。		
観察会議や日常の職員間コミュニケーションを通じて児童の状況を共有し、チームで支援方針を検討しています。また、個人情報の重要性を踏まえ、文書やデータの適切な管理を徹底するとともに、相談部門との情報共有を行いながら支援内容の充実を図っています。こうした取り組みにより、組織全体で児童の状況を把握し、より適切で質の高い支援の実施に努めています。		
「観察会議や日常の職員間コミュニケーションを通じて児童の状況を共有」に着目し、職員アンケート結果・経営層自己評価結果を以下の通り整理しました。		
職員アンケートでは、「収集した情報を必要な人が必要なときに活用できるように整理・保管している」の「そう思う」と回答した割合は、課長代理以上100%、主任・主事80%、非常勤100%となっており、概ね適切に情報管理が行われていると認識されています。一方で、職員からは引継ぎ時間が長く、日課開始が遅れることで児童を待たせしてしまうとの意見も挙げられました。経営層の自己評価では、課内業務は「保護担当共有フォルダ」で管理・保存しており、江東ケースについては子どもの経過記録を相談部門でも閲覧できる仕組みを整えるなど、情報共有と活用に取り組んでいるとしています。		
上記結果を踏まえ、本カテゴリーを以下の通りまとめました。		
個人情報の保護や情報セキュリティ対策については、東京都の条例等に基づき適切に実施されています。職員は子どもたちの個人情報の取り扱いに細心の注意を払い、子どもの前でスマートフォンを操作しないなど、日常的なルールを徹底しています。また、引継ぎ時間の長さが課題として認識されており、児童相談センターや他保護所の見学で得た知見を参考に、引継ぎの効率化に向けた改善に取り組む予定としています。		

Ⅱ サービス提供のプロセス項目(カテゴリ－6-1～3、6-5～6)

サブカテゴリ－1 サービス情報の提供

評価項目 6-1-1

児童相談所(相談部門)に対して一時保護所の情報を提供している

○×欄	標準項目	
○	1	〈児相センターの保護所のみ役割〉効率よく保護ができるよう、児童一人ひとりの入所期間や各保護所の入所状況等を把握し、児童相談所(相談部門)に情報提供している
○	2	担当児童福祉司が児童や保護者に一時保護所の生活について、説明できるよう、パンフレットなど必要な情報を児童相談所(相談部門)へ提供している

サブカテゴリ－1の講評

東京都で統一して作成されたリーフレットを使用して、一時保護所の生活を分かりやすく伝える工夫をしています。

東京都で統一して作成されたリーフレット「一時保護所って、どんなところ」は相談部門にも配布されており、福祉司や心理司の理解を促すとともに、児童などへの説明にも活用しています。リーフレットには、一時保護所の役割や概要、相談窓口、児童の権利、一日の生活の流れなどがまとめられており、保護の目的や生活のイメージを具体的に伝えることができます。入所の際には、児童が一時保護所での生活を理解しやすくなるよう、このリーフレットを用いて丁寧に説明しています。また、共通の資料を使用することで、説明内容の統一も図られています。

児童の生活の様子を担当福祉司等と共有しながら支援を進めています。

担当福祉司や心理司と連携し、児童支援をより適切に進められるよう努めています。江東ケースでは、経過記録の共有や観察会議を合同で行うほか、併設の利点を生かし、担当福祉司が実際の生活場面を確認できる体制を整えています。食事の様子や児童が不安定になった際の対応などを直接見てもらうことで、児童の状態や生活の様子をより具体的に把握することができます。こうした情報共有により、児童一人ひとりに合った援助方針の検討が進み、支援の充実につながっています。

サブカテゴリ－2 サービスの開始・終了時の対応

評価項目 6-2-1

一時保護所入所にあたり児童に説明し、理解を得ている

○×欄	標準項目	
○	1	児童が保護所での生活を理解できるように、基本ルール・重要な事項等を説明している(生活目標等との関わりから話す、児童が分かる表現を用いる など)
○	2	担当児童福祉司と連携し、入所にあたり、入所理由や保護所での生活目標を児童と一緒に確認し、一時保護所での生活について動機づけを行い、児童の理解を得ている

評価項目 6-2-2

一時保護所入所及び退所の際に、環境変化に対応できるよう支援を行っている

○×欄	標準項目	
○	1	一時保護の開始時に、児童の支援に必要な個別事情や要望を決められた書式に記録し、把握している
○	2	入所(一時保護)直後には、児童の不安やストレスが軽減されるように支援を行っている
○	3	入所前の生活を踏まえ、退所後の生活を見据えた支援をしている
○	4	退所時には、担当児童相談所と連携し、児童や保護者の不安の軽減、及び支援の継続性に配慮した支援をしている

サブカテゴリー2の講評

多職種で丁寧なインテークを行い安心して生活を始められるよう支援しています。

入所時のインテークでは、課長代理、福祉職員、看護師がそれぞれの立場から児童へ説明を行い、一時保護所での生活を具体的にイメージできるよう支援しています。日課の流れや生活上の約束、体調面での配慮などを丁寧に伝えることで、児童が安心して生活を始められるよう配慮しています。また、担当福祉司から保護理由の説明を受けた後、課長代理が児童とともに生活目標を確認し、児童自身が主訴や保護目的を意識しながら生活できるよう働きかけています。こうした丁寧なインテークにより、児童が新しい環境に適応しやすい体制を整えています。

入所時の状態把握に向け、相談部門とのより密な連携が求められます。

入所時には児童の心身の状態を確認し、通院の必要性や興奮など不安定な様子が見られる場合には、担当福祉司へ速やかに報告し、対応について連携しています。また、集団生活に合流する前に個室を使用するなど、児童が精神的に落ち着ける環境を整えるよう配慮しています。一方で、入所時に担当福祉司が同席できない場合や児童票が整っておらず、保護目的や主訴を十分に把握できないまま支援を開始せざるを得ないことがあります。また、主訴の変更が共有されないことによって支援に混乱が生じる場合もあり、相談部門とのより密な連携が求められています。

生活習慣の自立支援と丁寧な情報共有で、次の生活へつなげています。

一時保護中は、ADLを含めた年齢相応の生活習慣の自立を意識した支援を行っています。食事状況や学習習慣、受験への取り組みなど、家庭復帰後の生活で困らないよう「心と体を取り戻す」支援を心がけています。また、入所中の児童の様子は随時、担当福祉司へ伝えるとともに、ケースによっては職員も援助方針会議に出席し、生活の様子などを報告しています。さらに、次の生活の場となる施設等へも必要に応じて直接情報提供を行い、保護所での生活から得られた細かな情報を共有することで、児童が新しい環境へスムーズに移行できるよう支援しています。

サブカテゴリー3 個別状況に応じた計画策定・記録

評価項目 6-3-1

定められた手順に従って行動観察(アセスメント)を行い、児童の課題を個別の援助の場面ごとに明示している

○×欄	標準項目	
○	1	児童の心身状況や生活状況等を、組織が定めた統一した様式によって記録し把握している
○	2	児童の一人ひとりのニーズや課題を明示する手続きを定め、記録している
○	3	行動観察(アセスメント)を定期的に見直すための手順を定めている
○	4	主訴をふまえた行動観察の方針に基づいて、適切に行動観察を行っている

評価項目 6-3-2

児童や保護者の入所前の生活、児童の意向、児童相談所(相談部門)との協議内容を踏まえ、主訴をふまえた行動観察の方針を策定している

○×欄	標準項目	
○	1	主訴をふまえた行動観察の方針は、担当児童福祉司の援助方針及び児童の希望を尊重して作成、見直しをしている
○	2	主訴をふまえた行動観察の方針を児童にわかりやすく説明し、同意を得るようにしている
○	3	主訴をふまえた行動観察の方針は、緊急に見直しをする場合も含めて、見直しの時期・手順等の基準・しき目を定めたうえで、必要に応じて見直ししている

評価項目 6-3-3

児童に関する記録が行われ、管理体制を確立している

○×欄	標準項目	
○	1	児童一人ひとりに関する情報を過不足なく記録するしくみがある
○	2	主訴をふまえた行動観察の方針に沿った具体的な支援内容と、その結果、児童の状況がどのように推移したのかについて具体的に記録している

評価項目 6-3-4

児童の状況等に関する情報を職員間で共有している

○×欄	標準項目	
○	1	主訴をふまえた行動観察の方針の内容や個人の記録を、援助を担当する職員全てが共有し、活用している
○	2	申し送り・引継ぎ等により、児童に変化があった場合の情報を職員間で共有している

サブカテゴリー3の講評

多様な記録と観察会議を通じて児童の状況を丁寧に把握しています。

児童の心身状況や生活状況の把握のため、児童票、日誌、経過記録用紙、心理引継ぎ書、健康記録、連絡帳、男女共用連絡帳など複数の記録を活用し、情報を整理・共有しています。また、職員室内の児童名札には主訴を色分けして表示し、児童の課題が一目で分かるよう工夫しています。さらに、入所後おおむね3週間後を目安に観察会議を実施し、児童の状況や支援の方向性を確認しています。江東ケースの観察会議には福祉司や心理司も参加しており、情報共有を図っています。今後は、入所1週間時の会議や長期保護ケースの会議を定着させています。

児童の声を大切にし、一人ひとりに合った支援方針を調整しています。

入所時には担当職員を決定し、児童の状況や保護目的を踏まえて保護所としての支援方針を立て、担当福祉司と確認・調整を行っています。また、面談や日記、日々の関わりを通して児童の意見や思いを把握し、支援内容に反映させるよう努めています。児童からは「職員さんが空いた時間に話をしてくれる」「たくさん相談にのってくれる」といった声も寄せられており、児童が安心して思いを伝えられる関係づくりを大切にしながら、一人ひとりの状況に応じた支援を進めていることがうかがえます。

日々の引き継ぎや記録の記載の表現の改善を通じて、児童理解に基づく支援を強化しています。

朝夕の引き継ぎを毎日実施し、その中で児童の生活状況や支援の方法について職員間で協議しています。協議した内容は経過記録や保護日誌に記録し、チームとして一貫した支援が行えるよう共有しています。また、保護推進担当や心理の課長代理などの存在により、職員が困ったときに助言を得られる体制があり、職員が相談しやすい環境が根付いています。さらに、記録表現についても見直しを行い、「指示・指導」といった表現から「声かけ・支援」といった児童理解に基づく表現へ転換し、援助方針会議に望まれる記録となるよう職員の意識向上に取り組んでいます。

Ⅲサービスの実施項目(カテゴリー6-4)

サブカテゴリー4 サービスの実施

評価項目 6-4-1

個別の主訴をふまえた行動観察の方針に基づいて、落ち着いた生活が営めるよう支援を行っている

○×欄	標準項目	
○	1	一人ひとりの児童の保護目的や一時保護中の援助方針に応じた支援を行っている
○	2	児童一人ひとりに合った方法で、児童と職員の信頼関係を構築するために受容的、支持的な関わりをしている
○	3	児童一人ひとりの自立に向けて、担当児童相談所(相談部門)と連携を取って、支援を行っている
○	4	退所後の生活(家庭復帰、転居を伴う引き取り、施設入所、里親委託など)の開始に向けて、新生活(家庭、学校、友人など)のイメージ作りや目標設定など、個々の児童に合わせて必要な援助をしている

評価項目 6-4-1の講評

必要に応じた個別配慮が、将来社会に出た際の力につながる支援になっています。

児童一人ひとりの課題や目的、方針を意識した関わりを行っていますが、集団生活であることから必要なルールについても説明し、概ね理解につながっています。理解が難しい場合には個別に話し合い、その児童に合った方法を一緒に考えるよう配慮しています。例えば、時間管理が難しい児童には、5分前・3分前に声をかけて注意喚起を行い、時間に間に合うよう行動できるよう支援しています。これは、将来社会に出た際、周囲と協調して行動するために、自分に合った方法を知ることにもつながり、先を見据えた支援となっています。

保護期間が長期に及ぶ児童のストレスケアを目的に、個別特別企画を実施しています。

個々の特性に基づいて作成した援助方針に則り、入所時に配置した担当者を中心に、課長代理、看護師、クークが日課の合間を利用して意識的に関わっています。信頼関係の構築に向けては、受容的・支持的な関わりを実践し、担当福祉司とも連携して、情報共有に努めています。さらに令和7年度からは、当所独自の個別支援として、保護期間が長期に及ぶ児童のストレスケアを目的に、児童の希望に沿った外出企画やケーキ作りなどを行い、リフレッシュしながら落ち着いた生活を継続できるよう支援しています。

自立に向けた情報共有と連携を重視し、実践しています。

児童一人ひとりの自立に向けて、気持ちの変化や要望、保護所での行動等を随時相談部門と共有しています。特に面会前には直近の情報を提供し、面会後は保護所の心理職員も含めて、児童福祉司や心理司と情報共有を行っています。児童の様子によっては、面会中断に備え、保護所担当者がフォローできるよう事前に打ち合わせるなど連携を図っています。退所後の生活に向けて話し合う機会も随時設けており、自立支援施設に入所する場合には、事前見学を積極的に進め、入所先には情報提供することで、切れ目のない支援に努めています。

評価項目 6-4-2		
児童相談所(相談部門)と連携し、家族等との関係構築に向けて取り組んでいる		
○×欄	標準項目	
○	1	児童の状況、意向・希望を把握し、家族関係の調整に向け、担当児童福祉司に伝えている
評価項目 6-4-2の講評		
家族等との関係構築に向け、気づきを支える支援をしています。 面会に合わせて、児童の保護所での生活状況や意向・希望などを、担当者だけでなく複数の職員の見立ても含めて児童福祉司に伝えています。児童が気持ちを伝える手紙を保護者に渡したいと希望する場合には、サポートしています。また、個別支援では、児童自身が主訴の背景を考え、家族や地域に戻って安心して暮らすために、保護所での生活の中で今できることや、身につけると安心なことについて職員とやり取りを重ねる中で、自身の課題に気づき、作文として文字化し整理する支援を実施しています。		

評価項目 6-4-3		
児童の状況に応じて、個別・集団により指導している		
○×欄	標準項目	
○	1	児童同士が一緒には過ごしていても、互いに深く干渉したり、良くない関係が生じることのないよう援助している
○	2	問題行動や情緒の不安定化を未然に防ぐよう、児童に注意を払っている
○	3	集団指導の重要性を踏まえ、集団指導のポイントを理解している
○	4	個別指導については、保護所のルールに基づくとともに、児童の行動の背景を理解した上で、個々に対応している
評価項目 6-4-3の講評		
児童同士の関係性を見極めて安全な生活を保障することに努めています。 入所時に保護所での生活を説明した上で児童の動向を観察し、児童同士が一緒に過ごす際にお互いに深く干渉したり、望ましくない関係が生じたりしないよう、居室や食堂の座席などを調整しています。食事マナーや落ち着きの度合い、いびきなど、他児への影響を考慮しながら臨機応変に対応しています。また、情緒が不安定な場合には、必要に応じて自室や静養室でタイムアウトを図れるよう配慮し、個別に話をしています。さらに、心理的ケアが必要な場合には相談部門に依頼するなど、定員超過の現状の中でも細心の注意を払い、個別支援に努めています。		
職員間で支援方針を統一し、児童と共に課題を整理して成長を支えています。 個別支援の内容については、職員間で主訴や行動の背景を理解し打ち合わせで決定しています。その上で児童に確認して了解を得たうえで実施しています。確認の際には児童自身にも課題行動について考える機会とし、「今できることは何だろう」とやりとりをしながら気づきをサポートして目標設定をしています。また、経験の浅い職員でも共通して支援ができるように、職員間で支援のポイントを伝え合い、児童の表面的な言動だけでなく、その背景を捉える視点を共有しています。		
定員超過による物理的接近に対応する環境調整は、相当に困難です。 集団はその時々で構成が変わり特徴も多様ですが、職員は非行児が複数入所している場合には、集団化によって暴言・暴力が表出しないよう注意を向けています。他方で、非行児への声かけによって被虐待児の傷つきを深めないようにも配慮しています。ガイドラインに示される「こども同士の暴力やいじめなど、こどもの健全な発達を阻害する事態の防止に日頃から留意しなければならない。」を遵守し実行に努めていますが、定員を超過している現状では、児童同士の距離が物理的に近くなることは避けられず、環境調整が困難な実態の改善が望まれます。		

評価項目 6-4-4

児童の自立に向けて、さまざまな日常生活上の支援を行っている

○×欄	標準項目	
○	1	基本的な生活習慣や生活知識・技術(食事マナー、言葉遣い、服装、家事等)を児童の状況・年齢に応じて身に付けられるよう支援している
○	2	児童のコミュニケーション力(人間関係構築力)が向上するよう支援を行っている
○	3	行事やスポーツ・文化活動を通じて、児童の心身を育成し、達成感、協調性、責任感、忍耐力等を養えるよう支援を行っている
○	4	子どもの状況に応じて、自立することについて児童の理解が深まるよう経済観念も含め、現実的な課題などについてわかりやすく説明している

評価項目 6-4-4の講評

生活の基盤を整え、自己肯定感を育むと共に自立に向けた力を育てることに努めています。

基本的な生活習慣や生活に関する知識・技術(食事マナー、言葉遣い、服装、家事等)については、児童の年齢や特性に合わせて、その都度必要な声かけを行っています。家事については、衣類たたみ、洗濯物の整理、食事の挨拶、お茶配り、金魚の餌やりなどを当番制で実施しており、当番はボードで確認できるよう視覚化しています。令和7年度からは、新たに起床時の居室清掃の支援を開始し、生活場面に主体的に関わる機会を増やすことで、自己肯定感を高める場面の定着に努めています。

下膳時の「ごちそうさま」は大事な文化です。

児童のコミュニケーション力の向上については、児童間の会話を一定のルールのもとで可能とし、子ども会議や球技前の作戦会議など、意見を述べる機会を提供しています。職員は「言ってよいこと・いけないこと」を伝え、児童が会話から学べるよう支援しており、児童同士で注意し合うことは避けています。また、意見を言わない・言えない児童がいることから、言葉を伝える機会として令和7年度から下膳時に調理職員へ感謝の気持ちを言葉で伝える取り組みを始めました。それにより自信につながったり、やりとりが生まれたりする場面が見られています。

生活経験を広げ自立への意欲を育てる取り組みを提供しています。

月に1回行事を計画・実施し、児童の心身の育成や達成感、協調性、責任感の向上に寄与しています。利用者アンケートでも行事は「楽しい」との回答が多く見られました。日課では山手線マラソンを行い、時間走から周数走に変更したことでやりがいにつながっています。300周・600週の節目にはお楽しみ表彰があり、ちょっとした景品がプレゼントされるなど児童の楽しみとなっています。毎日の日記記入やその前後の会話の中で、児童の状況に応じて進学・就職・暮らしなど自立に向けた話も提供しています。

評価項目 6-4-5

児童の自主性を尊重し、一時保護所での生活が快適になるよう支援を行っている

○×欄	標準項目	
○	1	年齢や背景が異なる児童であっても、お互いに安心して生活できるよう、部屋割りや日課を工夫し、安全性や快適性に配慮したものとなっている
○	2	日常生活の過ごし方は、児童の状況・年齢等に応じて工夫している
○	3	行事やイベントの企画・準備は児童も参加して行っている
○	4	日常生活において、児童が自主性を発揮できるよう支援を行っている
○	5	一時保護所での生活ルールは児童の意見を参考に見直しを行っている

評価項目 6-4-5 の講評

環境と日課を調整し、メリハリをつけながら安心して過ごせるように努めています。

お互いが安心して生活できるよう部屋割りを調整し、フロアにソファを置くなどくつろげる環境づくりを行っています。日課は年齢差を考慮し、低年齢児は就床時間を早めたり、食事量を3段階に分けるなど、小学校低学年でも理解しやすい形で組み立てています。発達特性や知的障害、性的な問題を主訴とする児童については、日々の行動を確認しながら状況に応じて、部屋の配置を臨機応変に調整しています。また、スポーツや映画鑑賞などを効果的に取り入れ、年齢の近い集団での日課を心がけることで、生活がより豊かになるよう配慮しています。

役割を通して主体性と成長を支える支援に努めています。

所内行事の際には、児童も装飾物やポスターの作成、踊りの練習などに参加し、職員と一緒に準備を進めています。それぞれが役割を持って参加できるよう、児童の様子を見て担当やリーダーの役割を依頼し、その過程での個々の成長を重視しています。また、日常生活に必要な役割(掃除、本棚の整理など)を知ってもらい、誰かが担うことで成り立つことを伝え、うで個々の希望で決め、自主的に取り組めるよう支援しています。

声を届ける経験を積み重ね自信を育む仕組みは整ってきています。

毎月、男女別に子ども会議を開催し、司会や書記も児童が担い、自分の意見を述べる場として実施しています。また、子どもアンケートも毎月実施し、「食事・娯楽・学習・運動・夜間の過ごし方・人間関係」など多岐にわたる項目で、意見を表明する機会を提供しています。出された意見は集約して子ども係が全体把握をし、対応の有無を検討して課会議に議題として提案する流れが定着しています。児童への報告が必要な場合は、朝や晩に職員がホールに行くタイミングで伝えることで、迅速な対応を心がけています。対応を検討する係の定着は今後の課題です。

評価項目 6-4-6

児童が楽しく安心して食事ができるようにしている

○×欄	標準項目	
○	1	食事の献立は、児童の状況や嗜好に応じて工夫している
○	2	食についての関心を深めるための取り組みを行っている
○	3	食物アレルギー等の対応は、主治医等の指示に従い、事故がないように対応を行っている
○	4	食事が楽しい時間となるよう工夫している(食事時間や雰囲気など)

評価項目 6-4-6 の講評

食を通じて文化や地域性を広げ、さらに被災の記憶を継承しています。

食事の献立は、こどもアンケートの結果を給食業務連絡会で報告し、意見交換の一助としています。食育メニューの日は食前に説明や理解を深める案内を行い、季節食や行事食では日本の文化を継承し、道府県や外国の料理では知識の広がりを支援しています。さらに、災害を風化させない取り組みとして、毎月11日にはその月に風水害等が発生した被災地のご当地メニューを提供しており、例えば3月は福島県の会津ソースカツ丼や仙台のずんだ餅を提供するなど、工夫を凝らしています。

誤配膳を防ぎ安全な食環境を確保することを徹底しています。

食物アレルギーがある児童については、入所時に看護師が確認し、アレルギー食連絡票を作成して全体に周知しています。実際の食事場面では、他児の物と間違えないようにトレーの色を変え、事前に配膳しておくことで発生する事故を予防するために、対象児童が着席してから職員が調理員から受け取り、職員2名で内容を確認してから配膳することを徹底しています。アレルギー食対応は命に係わる重要なリスクマネジメントであることを職員間で共有しています。

定員超過が常態化した制約下でも安心できる食環境の調整に努めています。

一時保護改正ガイドラインでは「団らんして食事を楽しめるなど、温かい雰囲気の中で提供する」旨が追記されています。しかし、定員超過が常態化していることで食堂は2か所となり、児童の入退所がその人数に比例して多く、一度に複数の入所が重なる場合もあることから、状況によっては黙食を選択せざるを得ない現状があります。そのような中でも、職員は音楽やラジオを適切な音量で流すなど、リラックスできる雰囲気作りを心がけています。本来なら、1か所の食堂で調理員とのやりとりなども含めた食育を行いたいと考えています。

評価項目 6-4-7

児童の健康を維持するための支援を行っている

○ × 欄	標準項目	
○	1	入所もない児童の健康状態(口腔ケア、視力等)に配慮し、健康維持のための支援を行っている
○	2	健康に関して、児童からの相談に応じ、必要に応じて児童本人や担当児童福祉司等に説明をしている
○	3	児童の服薬管理に誤りがないようにチェック体制の強化のしきみを整えている
○	4	児童の体調に変化があったときは、速やかに対応できる体制を整えている
○	5	日頃から医療機関と連携を図り、健康管理に活かしている
○	6	看護師と連携し、児童に保健・衛生面について理解を促している(病気や怪我、薬物に関する知識や性についての知識を教育しているなど)

評価項目 6-4-7 の講評

全体人数が多い現状の中で多職種で連携し、継続的な健康支援を実施しています。

入所時にはインテーク室にて入浴を行い、傷の有無や頭シラミの確認をしています。入所後1週間以内には特別職非常勤医師による健康診断を実施し、必要に応じて通院や衛生指導を行っており、歯科衛生士による歯磨き指導は月1回実施しています。感染症対策を含めた毎日の健康状態の確認により、早期発見・対応に努め、朝夕の看護師巡回では、児童からの相談に応じています。受診や服薬に拒否が見られる場合には、その必要性を理解できるよう丁寧に説明しています。健康に関する情報は職員間で共有し、統一した対応を行っています。

変動の多い環境で複数の注意点を踏まえた与薬の確実性を高めることが望めます。

服薬支援が必要な児童は、調査日現在で男女ともに半数前後でした。配薬は看護師がダブルチェックを行い、与薬は看護師と職員が協力して実施しています。ヒヤリハットでは、与薬時に薬を掌に渡す際に落としてしまった例や、服薬内容変更の伝達漏れが報告されています。職員は薬の重要性を理解し適切な支援に努めていますが、人数の多さ、入退所の出入り、服薬内容の変更、時期的な服薬、頓服のタイミングなど、注意すべきポイントが複数あるため、さらなる工夫が望めます。

児童の理解を促し自立的な健康管理を支えるため、さらに学びが必要と考えています。

児童への保健・衛生面の支援は、看護師と連携して実施しています。トイレ後や食前の手洗い習慣が身につけていない児童には、単に手洗いを促すだけでなく、その意味を説明することで、児童自身が健康状態を理解し保持できるよう支援しています。これは、退所後も自立的に行動できることを視野に入れた取り組みです。職員にはマニュアルを整備して提供していますが、感染症や食物アレルギー、発達段階に応じた清潔保持などの健康指導が十分に行えていないことから、課長代理は、定期的な勉強会の開催や状況に応じた支援・説明の必要性を感じています。

評価項目 6-4-8

児童の精神面でのケアについてさまざまな取り組みを行っている

○×欄	標準項目	
○	1	児童が心の悩みや不安を相談できるよう工夫している
○	2	児童の抱える問題に応じて、心理的ケアが必要な場合は、関係職員・機関と連携をとって、支援を行っている
○	3	一時保護所での生活における児童の行動上の問題について、関係のある児童も含めて対応している
○	4	児童が自分の課題に向き合えるよう、個別の状況に応じた支援を行っている

評価項目 6-4-8 の講評

大人にゆっくり丁寧に話を聞いてもらった経験は心の支えになります。

児童が心の悩みや不安を相談できるよう、心理職と個別に話をする時間を設けています。児童本人から申し入れがあればすぐに対応できるよう心がけています。相談内容は、困りごとや他児との関係、今後の生活への不安などが中心で、子どもアンケートでも「話を聞いてもらえる」という回答が多く寄せられました。多様な主訴を抱えた児童にとって「大人がゆっくり丁寧に話を聞いてくれた経験」は心が受け止められたと感じられる貴重な時間となります。心理療法職員は定数に準じた配置ですが、定員超過が常態化する現状では不足しており、継続的な配慮のための改善が望まれます。

多職種で心理支援を深める連携がとられています。

必要に応じて相談部門からケア依頼を受け、ニーズに合わせた心理ケアを実施しています。面接は1～2週間に1回行い、グループワークはパーソナルスペース、セルフケア、気持ちの切り替えなどをテーマに年2回程度実施しています。また、職員から支援方法の相談があった際には、背景要因を共に検討したりアイデアを提案するなど専門性を活かし、多職種が有意義に連携する風土があります。子どもアンケートには「イライラした時にどうすれば良いかのカードを作ってくれて嬉しかった」という意見が寄せられており連携の成果といえます。

定員超過の環境下でのパニックや危機場面はチームワーク力で支援しています。

定員超過の状況は精神面も物理的な距離の確保も支援が難しい環境です。その環境下で発生するパニックや危機場面では職員が連携して対応することで、対象児童への支援とその他の児童の保安が成立しています。これは日常的に職員間でコミュニケーションを図り、意思一致のもとで支援にあたっている成果と考えられます。また、心理職は精神的ケアのツールとして各種リラクゼーションアイテムを揃え、必要に応じて提供しており、感覚統合が未熟な児童にも有効なアプローチとなるセレクトになっています。こうした多職種連携を大切にする風土があります。

評価項目 6-4-9

学習習慣や学力を維持するため、学習に取り組んでいる

○×欄	標準項目	
○	1	基礎学力の向上・学習習慣獲得のための支援を行っている
○	2	児童の意欲・意思や能力に応じた学習教材を活用している
○	3	進路は、児童の意向や適性に応じて選択・決定できるよう、担当児童福祉司と連携して、支援を行っている
○	4	原則として、一時保護により通学できない状況にあっても、学習担当職員と福祉職員が連携を図り、児童が学習習慣を損なわないよう学習指導を行っている
○	5	義務教育終了児や受験をめざす児童等には特別のプログラムを実施している
○	6	個別に必要な時期・状況で、自立に向けての適切な支援を行っている

評価項目 6-4-9 の講評

分かる経験を積み重ね、学習を楽しめるように努めています。

入所後すぐに学習進度調査を実施し、児童の学力を把握しています。その結果に基づいた教材やタブレットのほか、児童の学習意欲に合わせて理科や社会を含めた追加教材も提供しています。子どもアンケートでは、「教え方が上手で数学が理解できるようになりました」「丁寧に説明してくれる」「自分に合った教材なので自主的に楽しく勉強できる」といった回答が多数寄せられています。人数が多く個別学習の機会が十分に行きわたらないため、学習担当職員は「困ってない？」と声をかけることを心がけています。

定員超過の環境下で、多様なニーズに応じたきめ細やかな支援に努めています。

担当福祉司には現在の学力や学習時間の様子、進路希望を情報提供しています。受験に備えて在籍校の宿題や定期テストを用いて受験対策にも取り組み、さらに意欲や個性に応じて、発達特性などに配慮した教科書や九九表の活用、生活に根ざした学習、外国籍児童への英語対応や日本語教材の工夫など、きめ細かな支援を行っています。学習担当職員は定数に準じた配置ですが定員超過が常態化する現状では不足しています。また、一時保護所から通学支援の充実を図る必要があります。

キャリアの可能性を広げ選択を支える支援が、職員全体で共有されています。

高校や大学受験を目指す児童には受験校に合わせた教材を用意し、個別学習で対応しています。作文や面接が必要な場合は、自己PRの書き方や面接練習にも取り組んでいます。一方、中学3年生や卒業生で進路未定の児童には、本人の希望するキャリアの実現に向けて高卒認定試験や資格取得支援を行い、まだ明確でない児童には寄り添いながら進路を見つける支援をしています。また、学習担当職員が児童と散歩などで関わる機会もあり、学習室とは違う場面で相談に応じるなど柔軟な支援を実行しており、日常の関わりを通じて、児童が進路を主体的に考えられるよう支えています。

評価項目 6-4-10

地域との連携のもとに児童の生活の幅を広げるための取り組みを行っている

○×欄	標準項目	
○	1	地域の情報を収集し、一時保護所における児童の生活が充実できるよう、それらを活用している
○	2	ボランティアの参加を呼びかける等、児童が職員以外の人と交流できる機会を確保している

評価項目 6-4-10 の講評

地域資源を活かし、体験から興味と関心を広げることに努めています。

地域の情報を収集し、一時保護所での児童の生活が充実するよう、環境学習情報館、水素情報館、ガスの科学館、映画館などを活用しています。公園への散歩やスポーツ広場での運動は随時気軽に実施しています。外出は児童にとって気分転換だけでなく、興味や関心の幅が広がる機会にもなっています。公共交通機関を利用した外出や大型バスを使用し、さらに生活が長期化している児童の希望による外出には、個別的に支援しています。

外部講師との交流を通じて、学びと体験の機会を広げる取り組みをしています。

児童が職員以外の人と交流できる機会として、意見表明等支援事業(アドボケイト)とボクササイズやバトントワリングなどの外部講師を導入しています。当日はボクササイズの講師が訪問しており、ボクササイズでは身体を思い切り動かすことができ、激しいミット打ちはストレス発散にも役立っています。ミット打ちは「叩く行為」ですが、フェアに行うボクシングと無秩序で相手を傷つける「暴力」は全く意味が異なります。エクササイズを楽しみながらその違いを緩やかに伝えていける外部講師の存在は、児童にとって楽しく、また学びの時間になっています。

サブカテゴリー5 個人の尊厳の尊重とプライバシーの保護

評価項目 6-5-1

サービスの実施にあたり、児童の権利を守り、個人の意思を尊重している

○×欄	標準項目	
○	1	児童の基本的人権について、日常生活の中でわかりやすく説明している
○	2	児童一人ひとりの思い(価値観を含む)や成育歴を踏まえて支援を行っている
○	3	児童の気持ちを傷つけるような職員の言動、放任、虐待、無視等が行われることのないよう、職員が相互に日常の言動を振り返り、組織的に予防・再発防止を徹底している
○	4	虐待被害にあった児童の場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている
○	5	一時保護所内の子ども間の暴力・いじめ等が行われることがないよう組織的に予防・再発防止を徹底している
○	6	児童の安全の確保等のため、行動に一定の制限を行う必要がある場合は、組織的・計画的に実施し、定期的に検証を行っている

評価項目 6-5-2

児童のプライバシー保護を徹底している

○×欄	標準項目	
○	1	担当児童相談所と連携し、児童に関する情報(事項)を外部とやり取りする必要がある場合には、児童や保護者の同意を得るようにしている
○	2	居室への職員の出入り等、日常の支援の中で、児童のプライバシーに配慮した支援を行っている
○	3	児童の羞恥心に配慮した支援を行っている

サブカテゴリー5 の講評

児童の権利保障と個別配慮を大切に相談体制の充実を進めています。

児童の権利については、入所時の説明に加え、子ども会議や日常の生活場面においても必要に応じて繰り返し伝えていきます。また、生活経験や国籍、宗教上の配慮、食物アレルギーなど、児童一人ひとりの背景や状況に応じた対応を心がけています。さらに、「意見表明等支援事業(子どもアドボケート)」を導入し、児童が自分の思いや困りごとを伝えられる環境づくりを進めています。一方で、相談できる窓口が増えたことにより「誰に相談すればよいのか分からない」と戸惑う児童もいるため、より良い仕組みについて検討を重ねています。

見守り体制の工夫と対話を重ね、他者への理解を促し安心して過ごせる環境を支えています。

児童には、一時保護所内では暴力やいじめが決して許されないことを日常的に伝えていきます。また、職員は死角が生じないよう見守り体制を工夫し、トラブルの未然防止に努めています。万が一トラブルが発生した場合には、関係する児童それぞれから丁寧に話を聞き、児童の考えを踏まえながら、今後どのように行動すればよいかを対話を通して整理しています。集団生活では、自分の行動が他者に影響することを理解できるよう働きかけしており、児童からも「どうして相手が嫌がるのか説明してもらえるので理解しやすい」といった声が聞かれています。

プライバシー配慮の工夫を重ねつつ生活環境の改善に取り組んでいます。

児童のプライバシーに配慮し、浴室や居室、トイレの利用時には他児の目に触れないよう環境を整え、周囲の視線が気になる児童にはパーテーションを使用するなどの工夫を行っています。失禁や夜尿があった場合には速やかに対応し、他児に知られないよう配慮しています。一方で、定員超過や長期保護、特性のある児童への対応により、リネン庫や廊下が一時的な居場所となることもあり、十分なプライバシー確保が難しい状況があります。職員からも生活空間の狭さやトイレ数の不足など、生活環境に起因するストレスを懸念する声が多く挙がっています。

サブカテゴリー6 事業所業務の標準化

評価項目 6-6-1

手引書等を整備し、一時保護所業務の標準化を図るための取り組みをしている

○×欄	標準項目	
○	1	手引書(基準書、手順書、マニュアル、タイムスケジュール等)で、一時保護所が提供している支援の基本事項や手順等を明確にしている
○	2	職員は、わからないことが起きた際や業務点検の手段として、日常的に手引書等を活用している
○	3	提供しているサービスが定められた基本事項や手順に沿っているかどうかを点検している

評価項目 6-6-2

さまざまな取り組みにより、業務の一定水準を確保している

○×欄	標準項目	
○	1	打ち合わせや会議等の機会を通じて、支援内容や支援方法の手順等が職員全体に行き渡るようにしている
○	2	職員が一定レベルの知識や技術を学べるような機会を提供している
○	3	職員一人ひとりの支援内容や支援方法について、指導者が助言・指導している
○	4	職員は、わからないことが起きた際に、指導者や先輩等に相談し、助言を受けている
○	5	職員全員が、子どもの安全性に配慮した支援ができるようにしている

評価項目 6-6-3

サービスの向上をめざして、一時保護所の標準的な業務水準を見直す取り組みをしている

○×欄	標準項目	
○	1	提供している支援内容や支援方法の手順等は改変の時期や見直しの基準が定められている
○	2	提供している支援内容や支援方法の手順等の見直しに当たり、児童や職員、児童福祉司等からの意見や提案を反映するようにしている
○	3	職員一人ひとりが工夫・改善した支援内容や支援方法事例などをもとに、手順等の改善に取り組んでいる

サブカテゴリー6 の講評

マニュアル整備と定期的な見直しを通じて業務の統一と更新を図っています。

業務に関するマニュアルとしては「一時保護所の手引き」や「児童相談所執務ハンドブック」を活用しているほか、日常業務の確認事項を整理した「業務確認事項」を補助的なマニュアルとして運用しています。業務内容に変更が生じた場合には庶務係が内容を明記し、直近の係会議で共有しています。また、年に一度の総括会議において必要事項の見直しを行い、業務の整理と更新を図っています。会議を年度末に実施することで、4月からの新規採用職員が活用できるよう準備し、職員が共通認識を持って支援にあたれるよう努めています。

研修と現場での助言を重ね支援の在り方を学び合う体制を整えています。

児童相談所や一時保護所で計画されている研修に参加しています。また、現場では課長代理が支援の中で気づいた点を職員へ助言しています。さらに、保護所間では交換研修も実施されており、実践を通じて学びを深めています。現在は経験年数の浅い職員が多いため、意見交換を通じて支援の在り方を検討することが求められており、主訴だけでなく児童の背景にも目を向けて支援を考えられるよう取り組んでいます。職員からは「前例踏襲になりがちのため、柔軟に対応する力を付けていきたい」との声も聞かれています。

児童数増加により、個別支援の検討の時間確保が課題となっています。

毎月開催の定例会議では、計画的に各課題の進捗状況や到達点を確認しています。また、困難事例や対応が難しいケースでは、課長代理を中心に関係職員が集まり、児童一人ひとりに必要な支援方法を検討する体制を整えています。一方で、職員からは「さまざまな要因はあるが、職員数が足りないことで“管理的”な対応になりやすい」との声が聞かれています。入所児童数が多い状況では日課運営を優先せざるを得ない場面もあり、児童個々の支援内容の検討や充実に十分な時間を確保できないことが課題となっています。

事業者が特に力を入れている取り組み①		
評価項目	6-4-5	児童の自主性を尊重し、一時保護所での生活が快適になるよう支援を行っている
タイトル①	運動や行事が児童のリフレッシュの場となるよう、職員は全力投球しています。	
内容①	行事を毎月計画し、所外行事では人数が多いため公共交通機関の利用は難しいですが、学習施設見学や公園の利用、苺狩りや凧あげ体験などを実施しています。所内行事では児童に役割を依頼し主体的な参加を促しています。さらに山手線マラソンのお楽しみ表彰や外部講師によるボクササイズなどは、ストレス発散に最高なエクササイズです。他方で心理職がリラクゼーションアイテムを整え、気持ちの切り替えやクールダウンをも支援しています。定員超過の環境下でも生活が充実し気持ちが安定するような取り組みは、職員間の連携の良さに支えられています。	

事業者が特に力を入れている取り組み②		
評価項目	6-3-4	児童の状況等に関する情報を職員間で共有している
タイトル②	何かあったらすぐに話し合う体制があり、同じ方向性で支援しています。	
内容②	引き継ぎの際には児童の生活状況や支援方法について協議し、職員間で情報共有を行っています。また、日々の関わりの中で生じた支援の振り返りや困りごとについても話し合う機会を設けています。何か課題や出来事があった場合には、一人で判断するのではなく、その場で職員同士が相談しながら対応することを大切にしており、チームとして同じ方向性で支援を進める体制が整っています。職員からは「話し合いの機会が多く、全体で方向性を深められる」「互いの考えを尊重し合える環境である」といった声も聞かれており、こうしたチームワークの良さが支援の基盤となっています。	

事業者が特に力を入れている取り組み③		
評価項目	5-2-2	職員のやる気向上に取り組んでいる
タイトル③	心理的支援を活かし、児童理解と職員支援を進めています。	
内容③	生活の中で児童に気になる行動や変化が見られた場合には、速やかに担当心理司へ報告・相談を行い、必要に応じて心理職による面談を実施しています。また、児童理解を深めるため、心理職が中心となり、感情のコントロールや対人関係をテーマとした勉強会を行うこともあります。さらに、毎月開催の職員を対象とした「ほっとミーティング」では、日々の支援で感じる苦労や悩みを共有する機会を設けています。心理職は話を聞きながら、うまくできている点を認めつつ、心理的視点から困りごとへの助言を行うなど、職員支援にも力を入れています。こうした連携により、児童支援と職員支援の両面からフォローできる体制を整えています。	

No.	特に良いと思う点	
1	タイトル	チームとして支援を高め合う開かれた組織づくりを進めています。
	内容	本所では、事故報告やヒヤリハットを「起きてはいけないこと」として隠すのではなく、日々の小さな気づきを共有し、支援の改善につなげる機会として捉えています。そのためヒヤリハット件数が多いことは、職員間の情報共有意識の高さと、率直に意見を出し合える組織風土の表れと言えます。観察会議や課会議では多様な視点から議論を重ね、児童支援の質の向上を図っています。また、若手職員の提案を積極的に取り入れるなど、立場を越えて意見を出し合える環境づくりにも取り組んでいます。こうした取り組みを通じて、チームとして支援を高め合う開かれた組織づくりを進めています。
2	タイトル	様々な児童の特性に配慮し、安心して生活できる環境づくりに努めています。
	内容	小学生から高校生まで幅広い年齢の児童が入所しており、発達段階に課題を抱える児童や、身体的・精神的に大きく変化する時期にある児童も多くいます。そのため、感情のコントロールが難しく、暴力的な行動が見られることもあります。職員は行動を制止する際にも言葉遣いや態度に十分配慮しています。また、一人の児童の行動が他の児童を刺激する場合もあることから、トラブルを未然に防ぐために日々の様子を丁寧に見守り、個々の状態に応じた関わりを心がけています。こうした取り組みにより、児童が安心して生活できる環境づくりに努めています。
3	タイトル	日々の観察記録や報告書を活用し、児童理解と支援の充実につなげています。
	内容	日々の児童の様子は「経過記録」や「保護日誌」に記載し、職員間で共有しています。記録は男子班・女子班に分かれて作成していますが、いずれも全児童の生活状況や関わりの様子が細かく記載されており、児童理解や支援の検討に活用されています。また、ヒヤリハット報告や事故報告書についても速やかに作成し共有しており、些細な出来事であっても気づきとして受け止め、支援の見直しや再発防止につなげています。こうした記録類からも、児童一人ひとりの様子を丁寧に見守りながら支援を行っていることがうかがえます。
No.	さらなる改善が望まれる点	
1	タイトル	定員超過が常態化しており、個別支援の工夫も限界です。
	内容	児童は各々主訴と背景が異なり幅広い年齢層が共に生活するため、職員には相当の配慮と細心の注意が求められます。保護所では安心・安全な生活の場を確保しつつ、ケアニーズに応じた個別支援を重視し、相談部門との連携や保護所のチームワーク力を発揮しています。課題対応ではすぐに集まり、専門性を尊重しながら意見交換して決定する風土があります。しかし、定員超過が常態化している現状では十分な個別支援は人的・物理的に困難であるため、少人数制の支援の導入や心理職による定期学習会の導入に向けた検討が期待されます。
2	タイトル	引き継ぎ体制と情報共有の効率化が求められます。
	内容	毎日、朝夕に引き継ぎを行い、児童一人ひとりの生活状況や支援内容を共有していますが、入所児童数が多い状況では引き継ぎ時間が長くなる傾向があります。その間、児童の待機時間が長くなり、生活への影響が課題となっています。また、「ローテーション勤務により引き継ぎが十分に行き届かないことがある」「引き継ぎ漏れを防ぐ工夫が必要である」「DXを活用した事務処理の改善が求められる」など、職員からも課題が挙がっています。こうした状況を踏まえ、他の一時保護所の取組も参考にしながら、情報共有の方法やシステム導入の検討を進め、引き継ぎの効率化と確実性の向上を図る必要があります。
3	タイトル	次代を担う若い職員の育成を重点目標と捉えています。
	内容	本所では、経験年数5年未満の職員が多い状況を踏まえ、若い職員の育成を重要な課題として取り組んでいます。職員に対しては課長代理によるOJTや1年間のチューター制度を導入し、日々の業務を通じて支援方法や児童への関わり方を丁寧に学べる体制を整えています。また、研修ノートを活用し、受講した研修内容をレポートとして提出し、課長代理がコメントを付して振り返りを行うなど、学びを実践につなげる仕組みを設けています。さらに、今年度の虐待防止学会でのポスター発表等で若手職員のやる気を引き出すことで、組織の継続的な活性化が期待されます。